「介護現場における高齢者虐待防止対策」

一般社団法人　和歌山県社会福祉士会



高齢者の人権

人権とは？

【人権の定義】
人としての権利のこと
人間が生まれながらに有している権利



高齢者の人権

人権侵害を受けやすい高齢者

高齢者は、老化に伴って、判断能力の低下・認知症・・・弱者としてみてしまいがち

通常の意思能力を欠く状態となってくることがありますが、本来、高齢者は尊ばれるべき存在

3

高齢者の人権

人権擁護のためには

- 個別の人格として認識する。
- 人としての権利に変わりはないことを心に刻む。
- 利用者の人権とは何か、を常に問い続ける。

4

令和6年度　介護報酬改定①

高齢者虐待防止の推進
- 虐待の発生・再発を防止するため、次の4つが義務づけられました
- 委員会の開催／指針の整備／研修の実施／担当者の選任
- 令和6年4月1日から完全義務化

5

令和6年度　介護報酬改定②

身体的拘束等の適正化の推進
- 身体拘束とは「本人の行動の自由を制限すること」であり、してはならないこと
- 緊急やむを得ない場合でも、強い権限を行使する重みを理解する
- 本人の尊厳を守るため、適正な手続きを極めて慎重に行う

6

1. 高齢者虐待防止の推進

1.高齢者虐待防止の推進

具体的に義務化された虐待防止の取組内容

- 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催（定期的に開催）
- 高齢者虐待防止に関する指針の整備
- 高齢者虐待に関する研修の実施（年2回）（←居宅系事業所は年1回以上です。また、新規採用時には必ず「虐待防止のための研修」を実施することが重要です。）
- 虐待防止に関する担当者の選任

1(1).定期的な委員会の開催

委員会では、虐待の有無を確認するだけでなく、「日頃のケアの中で虐待につながる不適切なケアが行われていないか」「ご利用者の対応について疑問に思うことはないか」など、日々関わっているスタッフの意見を持ち寄ることで、虐待を未然に防ぐことができます。

また、新人スタッフが悪気なく虐待につながるケアを行ってしまっていたり、先輩スタッフのケア内容に疑問をもっていても相談できずモヤモヤしているケースもあります。定期的に委員会を開催することで、これらの事象に対しても早期に対処することができ、安心して働くことができる環境の構築にもつながります。



9

1(2).高齢者虐待防止に関する指針の整備

指針に含まなければならない内容は下記のとおりです。

・施設における虐待防止に関する基本的な考え方
・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
・虐待防止のための職員研修に関する基本指針
・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
・虐待などが発生した場合の相談報告体制に関する事項
・成年後見制度の利用支援に関する事項
・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
・その他虐待防止の推進のために必要な事項



10

1(3).高齢者虐待防止に関する研修の実施

高齢者虐待防止に関する研修を年2回
（居宅系事業所は年1回以上）
新規採用者は必ず「虐待防止のための研修」を実施
職員の知識と意識を高める必要があります。

11

1(4).虐待防止に関する担当者を選任

施設の虐待防止に関する取組を行う担当者を選任します。担当者を中心に研修内容を検討したり、虐待防止に関する周知を行うなど、実際に行う役割を明確にして行動に繋げることが重要です。

12

2. 高齢者虐待防止措置未実施減算

未実施減算とは(1)対象・減算額

対象サービス
- 居宅療養管理指導と特定福祉用具販売を除く、すべての介護サービス
- 福祉用具貸与は、3年間の経過措置あり

減算額
- 所定単位数の100分の1

未実施減算とは(2)要件

要件(4つ)
- 委員会を定期的に開催し、職員に周知する
- 指針を整備する
- 研修を年2回(居宅系は年1回以上)、新規採用時にも実施する
- 担当者を選任する

1つでも欠けると、虐待が発生していなくても減算されます



15

未実施減算の取り扱い(1)改善計画

要件を満たしていない事実が生じた場合
- 速やかに、改善計画を自治体に提出する
- 事実が生じた月から3か月後に、改善状況を報告する



16

未実施減算の取り扱い（2）減算の期間

減算の取り扱い
- 事実が生じた月の翌月から、改善が認められた月まで、利用者全員について減算
- 改善計画の提出の有無にかかわらず、減算される
- 過去に遡って減算することはできない



17

3. 身体的拘束等の適正化の推進



18

身体的拘束等の適正化(1)なぜ必要か

身体的拘束等は、行動を制限する行為を含み、禁止されています

緊急やむを得ない場合にのみ、例外的に認められます

強い権限を行使する重みを理解し、尊厳を守るため、適正な手続きを極めて慎重に行います



19

身体拘束の具体的な行為(例)

①一人歩きしないよう、車いす・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
②転落しないよう、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
③自分で降りられないよう、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
④チューブを抜かないよう、四肢をひも等で縛る
⑤ミトン型の手袋等をつける
⑥Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
⑦立ち上がりを妨げるようないすを使用する
⑧脱衣やオムツはずしを制限するため、介護衣(つなぎ服)を着せる
⑨他人への迷惑行為を防ぐため、ひも等で縛る
⑩行動を落ち着かせるため、向精神薬を過剰に服用させる
⑪自分の意思で開けられない居室等に隔離する



20

身体拘束の弊害(1)身体的・精神的

身体的弊害
- 関節拘縮、筋力低下、褥瘡などの身体機能の低下
- 食欲、心肺機能、感染症への抵抗力の低下
- 転倒・転落、窒息などの大事故の危険

精神的弊害
- 尊厳の侵害、不安・怒り・屈辱、認知症の進行やせん妄
- ご家族の苦痛、混乱、罪悪感や後悔

21

身体拘束の弊害(2)社会的

社会的弊害
- 看護・介護職員自身の士気の低下
- 施設・事業所に対する社会的な不信、偏見
- 本人のQOLの低下に加え、医療的処置や経済的な影響にもつながる

22

身体的拘束等の適正化

拘束が拘束を生む「悪循環」

身体的拘束 ▸ 体力・生活機能の低下 ▸ せん妄・BPSDの悪化 転倒リスクの増大 ▸ 本人の精神的・身体的苦痛 ▸ さらなる身体的拘束

（最初に戻り、繰り返されます）

身体的拘束の廃止・防止は、この「悪循環」を断ち切り高齢者の自立を促す「よい循環」につなげます

23

3.身体的拘束等の適正化

「本人の尊厳を守るため」の緊急やむを得ない場合の三つの要件（すべてを満たす必要があります）

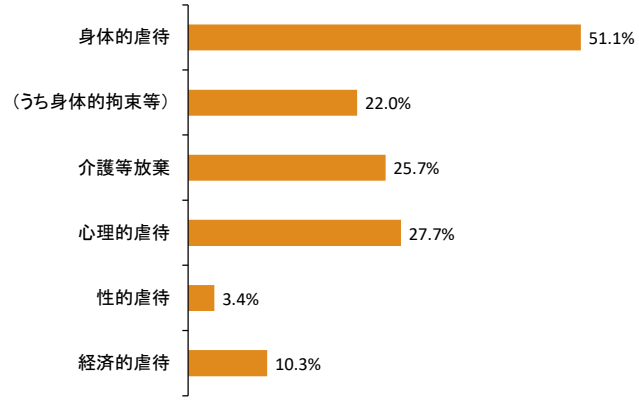
切迫性	非代替性	一時性
本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと	身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと	身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

組織で話し合い、要件の確認等の手続きを極めて慎重に行います

24

3.身体的拘束等の適正化

（3）養介護施設従事者等による虐待の種別（令和6年度）



出典：厚生労働省「令和6年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果」（被虐待者2,248人）

・相談・通報：3,633件
（前年度比＋192件）
・虐待判断：1,220件
（同＋97件）
・いずれも過去最多4年連続の増加
・身体的虐待のうち、適正な手続きを経ていない身体的拘束等は22.0%

25

4. 身体拘束廃止未実施減算

26

4(1). 身体拘束廃止未実施減算とは

1　対象サービス
特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

2　減算額
(入居者全員)所定単位の10%／日減算
(短期入所系・多機能系サービスは所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)

3　要件
・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録すること。
・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上及び新規採用時)に実施すること。

27

4(1). 身体拘束廃止未実施減算とは

先に示した要件のいずれか1つでも行っていない場合、減算対象サービスにおいて入所者全員について所定単位数から「1日あたり10%」減算されますので十分御留意ください。

★対象となるサービス事業者におかれましては、次頁以降に示す必要な措置等について適切に行うようにしてください。

28

4(2). 守るべき基準①

記録の作成

緊急やむを得ない場合に、身体的拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**してください。また、その記録は**5年間保存**してください。

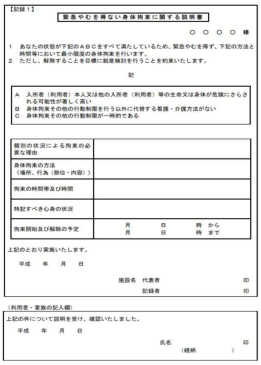
「緊急やむを得ない場合」とは、**「切迫性」「非代替性」「一時性」**の3要件を全て満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施される場合です。

なお、「身体拘束廃止・防止の手引き」（厚生労働省作成）等において「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうか（「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を全て満たしているか）について、組織等で話し合いかつ、それらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこと、と示されています。

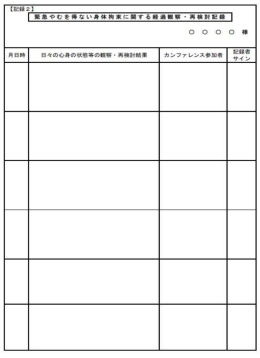
4(2). 守るべき基準①

記録の作成

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書（例）



緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録（例）



※身体拘束に関する説明書・経過観察記録の参考例は
厚生労働省が発行している「身体拘束ゼロの手引き」に
掲載されています。

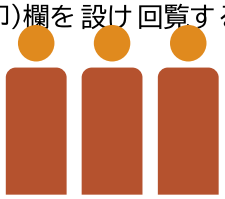
4(3). 守るべき基準②

委員会の開催
及び結果の周知

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を**3月に1回以上**開催するとともに、その結果について、**介護職員その他従業者に周知徹底**を図ってください。

例）委員会の議事録を職員に配布し、記録を残す

委員会の議事録にチェック（押印）欄を設け回覧する　等



31

4(4). 守るべき基準③

指針の整備

身体的拘束等の適正化のための指針を整備してください。

※指針には次の**7項目**を盛り込んでください。

①施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

②身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

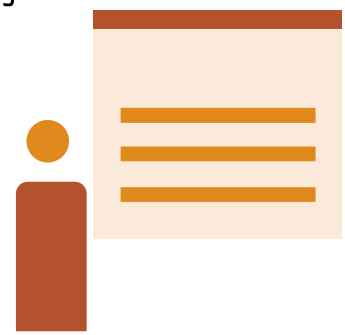


32

4(5). 守るべき基準④

研修会の開催

介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
（年2回及び新規採用時）
に実施してください。



33

専門職として

1. 知識と技術に、人権と倫理の視点を
2. 振り返り、学び続ける
3. 利用者の方の尊厳を、日々のケアで守る

法改正への対応は、出発点です

34

おつかれさまでした。

「介護現場における高齢者虐待防止対策」

一般社団法人　和歌山県社会福祉士会

35